

「技能科学研究」論文誌に係る投稿論文の査読について

1. 査読の目的

査読は、投稿論文（「研究論文」、「ショートノート」、「技能・技術報告」、及び「解説」）の内容を客観的に評価し、「技能科学研究」論文誌への掲載にふさわしいものであるかどうかを判定するための資料を提供することを目的とします。

2. 査読者の選出

一般論文は、2名の査読者、ショートノート、技能・技術報告は、1名の査読者で査読を行います。

投稿された論文は、技能科学研究論文誌編修委員会（以下「編修委員会」という。）により選出された査読者もしくは査読責任者に渡されます。査読責任者は査読者を選出し、編修委員会に報告します。

著者になっている論文の査読に関しては、当該著者は査読者になることはなく、また、掲載における採否の決定にも関与してはなりません。

編修委員会より依頼された（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の教職員を除く外部査読者には、謝金を支払うこととします。

謝金の金額は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の謝金統一単価に従います。

3. 査読にあたっての注意

査読の関係者は、投稿者の権利を確実に保護するため、査読によって得た情報を悪用し秘密にすべき事項を漏らしてはなりません。査読は、査読者が個人として行うものであり、他人に当該原稿を見せたり、あるいは論文内容を話して意見を聞いたりしてはならない。

査読は原則として依頼されてから20日以内に返信すること。

査読については、内容についての照会のみとし、研究の指導は行わないこと。

論文の内容に対する責任は、著者が負うべきものです。査読者の主観や好みを著者に押し付けることがないようにすること。

4. 査読の方法

評価

査読に当たり、投稿論文を以下の項目に照らして評価すること。

（ア）投稿要件

投稿論文は、以下の要件を満たしているか。

（ ）職業能力開発・職業訓練・技能科学のために必要とされるもの又は関連分野に属する研

究で、新規性、有用性、独創性、開発性のいずれかに富むもの。

- () 職業能力開発・職業訓練・技能科学ないしはその関連分野における従来研究を総合的に概観し、整理体系化のうえ、将来の方向性を示唆できる総合性に富むもの。

(イ) 論文区分

投稿論文の論文区分が妥当かどうか。

- () 一般論文：

職業能力開発・職業訓練・技能科学に関係のある新規な方法・研究結果等で、信頼性が認められ、学問や職業能力開発・職業訓練・技能科学の発展に役立つ内容を、順序立てて明瞭に記述し、論文として完結した体裁を整えているもの。

- () ショートノート：

職業能力開発・職業訓練・技能科学に関する研究資料、調査報告など職業能力開発・職業訓練・技能科学関係者にとって参考になる有益な結果が得られているもの。研究内容や方法論等においてプライオリティを優先したいもの。

- () 技能・技術報告：

職業能力開発・職業訓練・技能科学に関する研究報告、実践報告、教材開発報告など職業能力開発・職業訓練・技能科学関係者にとって参考になる有益な結果が得られているもの。

- () 解説：

職業能力開発・職業訓練・技能科学における特定分野の内容を、広い視野から体系的に論じたもの、もしくは、わかりやすく解説したもの(原則として、編修委員会からの依頼による。)。

- (ウ) 原則として投稿論文の主要な内容のすべてが国内・国外の学会誌、書籍等に掲載済みでないこと、あるいは、上記に投稿中でなく、投稿予定でもないこと。ただし、未発表のものを原則とするが、すでに学術誌等に発表された内容であっても、その内容を総合的に再構成ならびに補足したものであればこの限りではない。

- (エ) 論旨が通っており、信頼できる何らかの根拠を示していること。

- (オ) 論旨の展開が十分に理解できるように、わかりやすく、順序だてて、明瞭に記述してあること。

- (カ) 「技能科学研究」原稿作成テンプレートに従った記述がなされていること。

査読報告書の提出

- (ア) 各査読者は、当該論文について下記のいずれかの判定を下し、別紙の「査読報告書」に基づき査読結果を編修委員会に報告すること。

- () 掲載可

- () 条件付加：

掲載可と認めますが修正箇所を指摘しましたので検討して下さい(査読者による再確認が必要であること。)。

- () 微細な変更：

掲載可と認めますが修正箇所を指摘しましたので検討してください(査読者による再

確認は不要であること。)

() 掲載否 :

別記の理由により掲載不相当と判定いたします。

(イ) 掲載の条件をほぼ満足しているが、そのまま掲載するには不適当な部分があり、著者に修正を求めれば短期間で修正可能と考えられる場合は、「条件付可」とし、修正を求めることができること。ただし、修正の要請は1回までとする。

(ウ) 2名の査読結果が異なる場合の取り扱いは以下のとおりとする。

査読結果			原稿の 修正	修正原稿の確認	掲載・ 不掲載
査読者 1	査読者 2	査読者 3			
掲載可	掲載可		なし		掲載
掲載可 微細な変更	条件付加		あり	修正原稿を査読者 2 が確認	掲載
掲載可 微細な変更	掲載否	掲載可	なし		掲載
		条件付	あり	修正原稿を査読者 3 が確認	掲載
		掲載否	なし		不掲載
条件付加	条件付加		あり	修正原稿を査読者 1、2 が確認	掲載
条件付加	掲載否	掲載可	なし	修正原稿を査読者 1 が確認	掲載
		条件付加	あり	修正原稿を査読者 1 , 3 が確認	掲載
		掲載否	なし		不掲載
掲載否	掲載否		なし		不掲載

(エ) 修正のための期間は原則として 20 日以内とします。

(オ) 指定された期日までに修正原稿が提出されず、督促にも応じない場合は、投稿論文を取り下げたものとみなします。

(カ) 査読者は、著者へのコメント(修正意見)を、別紙の「査読報告書」に以下の点に留意して記入すること。なお、このコメントは著者に直接伝えられること。

- ・ 新たな実験を追加させることは極力避けること。
- ・ 査読者の主観的な意見や好みを主張して原稿の構成を大幅に変えることを要求した

り、投稿者が査読者と見解を異にする点について修正を要求したりすることは避けること。

- ・ 論文の意図する範囲を超えた広い範囲を対象にしないこと。
- ・ 査読者は投稿者に対し研究を指導する立場にないことに留意すること。ただし、明らかに査読者の意見、指摘によって論文の内容が向上すると思われる場合は、その限りではない。

査読の範囲

査読者は以下の事項については考慮しなくてよいこと。

- ・ 規定ページ数の超過
- ・ 簡単にわからない数式、計算の内容
- ・ 投稿論文に用いた資料の良否